

意見書案第1号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月15日

提出者	議員	洞口 雅章
〃	〃	阿戸 孝之
〃	〃	田中 秀幸
〃	〃	渡辺 雅子
〃	〃	篠原 一寿
〃	〃	堀 博志
〃	〃	小久保 重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっていますが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要性が生じます。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題です。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるための措置として、「インボイスによらずに一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる」等の取扱いを講ずる必要があります。

よって、国においては、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう要望します。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第2号

給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月15日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

現在、日本の学費は、国立大学では初年度学生納付金が標準で81万7,800円、私立大学では平均で約135万と高額となっています。令和2年度文部科学白書によれば、「奨学金貸与事業全体の貸与人員は約135万人」と多くの学生が利用している状況となっています。奨学金の借入額の平均は300万円を超えており、奨学金を借りても返せずに自己破産するケースや卒業したものの奨学金の借金が生活に重くのしかかるなど、就職と同時に借金返済に追われる事態が生まれています。

OECDの調査によれば、「日本は加盟国の中で、GDPに占める教育費支出の割合が最も低い下位25%に入る」とされ、加盟国の平均をも下回っており、教育に関わる私費負担が大きくなっている現状です。

コロナ禍で、頼みのアルバイトも減少、家計の急変による経済的な事情なども就学を困難にしています。

よって国においては、給付型奨学金制度を抜本的に拡充するとともに、教育予算を少なくともOECD加盟国平均まで増額し、大学の学費引き下げや、授業料減免などの拡充を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和4年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第3号

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月15日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

厚生労働大臣

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況です。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められています。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっています。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求めます。

記

- (1) 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の2つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- (2) 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- (3) 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第4号

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月15日

提出者	議員	洞 口 雅 章
〃	〃	阿 戸 孝 之
〃	〃	田 中 秀 幸
〃	〃	渡 辺 雅 子
〃	〃	篠 原 一 寿
〃	〃	堀 博 志
〃	〃	小久保 重 孝

(提出先)

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっています。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められています。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しました。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求めます。

記

- (1) すべての子どもたちの学びの継続のためにすべての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もが何処でも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。
- (2) 医療への適時適切なアクセスのために地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、すべての住民が「かかりつけの医師」に繋がれるための取組を強化すること。
- (3) 新しい分散型社会の構築のために地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組を強化すること。
- (4) 持続可能な地域の医療と介護のために住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価したうえでの人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。
- (5) 地域住民の安全で安心な移動のために政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18箇所で開催してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早

急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月15日

北海道伊達市議会